



栃木県公報

令和7(2025)年
12月26日(金)
号外
第62号

目次

教育委員会

○栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部改正 1

人事委員会

○職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部改正 1

教育委員会

栃木県教育委員会規則第16号

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県教育委員会教育長 中村千浩

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則(昭和35年栃木県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>(へき地手当と地域手当との調整)</u></p> <p><u>第1条の2 栃木県の区域又は地域手当の支給に関する規則(昭和46年栃木県人事委員会規則第2号)別表に掲げる地域に所在する条例別表第3に掲げるへき地学校等に勤務する職員には、条例第12条の規定により支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</u></p>

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(教育政策課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第23号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

栃木県人事委員会委員長 茂呂和巳

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則(昭和46年栃木県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第2条 特地勤務手当の月額は、<u>給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地事務所の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額</u> <u>とする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項の<u>特地事務所の級別区分は、別表に定める</u> <u>とおり</u> <u>とする。</u></p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第2条 特地勤務手当の月額は、<u>特地勤務手当基礎額</u> <u>に、別表の級別区分</u> <u>に応じ、次の各号に定める支給割合を</u> <u>乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）</u> <u>とする。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項の<u>特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）</u> <u>とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が特地事務所に勤務することとなった場合</u> <u>その勤務することとなった日（職員がその日前1年以内に当該事務所に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）</u></p> <p>(2) <u>職員が特地事務所以外の事務所に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該事務所が特地事務所に該当することとなったとき</u> <u>その該当することとなった日</u></p> <p>(3) <u>第1号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地事務所の移転に伴って住居を移転した場合において、当該事務所が当該移転後も引き続き特地事務所に該当するとき</u> <u>当該事務所の移転の日</u></p> <p>3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの</u> <u>同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年栃木県条例第1号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除</u></p>

して得た額及び同日に受けている」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」とあるのは、「、給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、前項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けている給料及び」とあるのは、「受けている給料の月額を同日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けている」とする。

(特地勤務手当と地域手当との調整)

第2条の3 栃木県の区域又は地域手当の支給に関する規則(昭和46年栃木県人事委員会規則第2号)別表に掲げる地域に所在する特地事務所に勤務する職員(前条の規定により特地勤務手当を支給されない職員を除く。)には、条例第11条の2の規定により支給される地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第3条 略

2 条例第13条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、_____

_____ 給料及び扶養手当の月額の合計額_____

に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額_____

_____とする。

略

備考 別表の2の表に掲げる事務所のうち次項第1号に掲げる事務所以外の事務所に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の

第3条 略

2 条例第13条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は事務所の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた事務所に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。)には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)に受けている給料及び扶養手当の月額の合計額(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額)に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

備考 別表の2の表に掲げる事務所のうち第4項第1号に掲げる事務所以外の事務所に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の

適用については、当該事務所を準特地事務所とみなす。

適用については、当該事務所を準特地事務所とみなす。

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、条例第13条の3第1項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、条例第13条の3第1項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額に、」とあるのは、「、給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、条例第13条の3第1項に規定する異動又は事務所の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けいた給料の月額を同項に規定する異動又は事務所の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

4 略

第4条

① 条例第13条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第4条 条例第13条の3第2項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなった職員とする。

2 条例第13条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなった職員で、当該事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの

- (1) 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日(以下この条において「指定日」という。)前3年以内に、新たに_____給料表の適用を受ける職員となって_____、当該事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
- (2) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日(以下この条において「適用日」という。)の前日に在勤していた事務所に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第13条の3第2項に規定する新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該事務所に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となって当該事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転したものとなるもの(次号に掲げるものを除く。)
- (3) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、適用日_____の前日に条例第13条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が定めるもの
- 2 条例第13条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 新たに_____給料表の適用を受ける職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員_____適用日_____に特地事務所又は準特地事務所に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項_____の規定により支給されることとなる期間及び額
- (2) 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日(以下この条において「指定日」という。)前3年以内に国家公務員等(条例第11条の4第2項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。)であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は法第22条の4第1項の規定による採用をされ、当該事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
- (3) 法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた事務所に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第13条の3第2項に規定する新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの
- (4) 法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第13条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が定めるもの
- 3 条例第13条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日に特地事務所又は準特地事務所に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項(同条第3項及び附則第4条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。)並びに附則第4条第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

- (2) 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員で指定日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する事務所が当該異動の日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項_____の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日在勤する事務所が適用日
- _____ 前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該事務所に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項_____の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第2号に規定する職員 適用日
- _____ 前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第3号に規定する職員 適用日
- _____ 前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びにこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第4号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第3項各号に掲げる事務所に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第13条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。
- (端数計算)
- 第5条 第2条第1項の規定による特地勤務手当の月額又は第3条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第14号）第19条第1項第3号、第2項第5号及び第3項第4号に規定する特地勤務手当（条例第13条の3の規定による手当を含む。）の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。**
- (2) 新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員で指定日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する事務所が当該異動の日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第4条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日在勤する事務所が、当該職員の給料表の適用を受けることとなった日又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日前に特地事務所又は準特地事務所に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該事務所に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第4条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びにこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額
- 4 前項の規定にかかわらず、前条第4項各号に掲げる事務所に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第13条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。
- (端数計算)
- 第5条 第2条の規定による特地勤務手当の月額又は第3条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年栃木県人事委員会規則第14号）第19条第1項第3号、第2項第5号及び第3項第4号に規定する特地勤務手当（条例第13条の3の規定による手当を含む。）の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。**

附 則

第1条 略

附 則

(施行期日等)

第1条 略

第2条 略(職員の隔遠地手当の支給に関する規則の廃止)**第2条 略**(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

第3条 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、第2条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第2条第3項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

第4条 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、条例第13条の3第1項に規定する異動又は事務所の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた事務所に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）において当該職員以外の職員であったものに対する第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

2 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置等）

第2条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年栃木県条例第45号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第2条の人事委員会規則で定める職員は、令和4年4月1日以前に国家公務員等（国家公務員、地方公務員、沖縄振興開発金融公庫又は地域手当の支給に関する規則（昭和46年栃木県人事委員会規則第2号）第6条第1項各号に掲げる法人に使用される者をいう。）であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地事務所（職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号。以下「条例」という。）第13条の2第1項に規定する特地事務所をいう。）又は準特地事務所（条例第13条の3第1項に規定する準特地事務所をいう。）に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員として令和7年改正条例第1条の規定による改正後の条例第13条の3第2項の規定の適用の際現に令和

7年改正条例第1条の規定による改正前の条例第13条の3第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給されているものとする。

2 令和7年改正条例附則第2条の規定の適用を受ける職員に対する改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項第1号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和7年4月1日以後の期間」とする。

第3条 前条に規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和7年栃木県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>第1条 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(改正後の職員の特地勤務手当等の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年栃木県条例第30号)附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員(次項及び次条において「暫定再任用職員」という。)は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の職員の特地勤務手当等の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第2項及び第3項並びに第3条第2項及び第3項の規定を適用する。</u></p> <p><u>2 暫定再任用職員に対する改正後の規則第4条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項第1号中「法第22条の4第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年栃木県条例第30号)附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。)」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。</u></p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職</u></p>

第2条 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則

第4条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下この条において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号）附則第2条第2項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）について適用する。

2 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則第4条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなつた日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 職員の特地勤務手当等の支給に関する規則第4条第1項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）第13条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至つた日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第3条 改正後の規則第4条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は改正法

附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下この条において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員

及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後の規則第4条第2項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日

が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後の規則第4条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）第13条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至つた日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

（令和10年3月31日までの間における特地勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置）

第4条 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における職員の特地勤務手当等の支給に関する規則第2条の3の規定の適用については、同条中「地域手当の支給に関する規則（昭和46年栃木県人事委員会規則第2号）別表」とあるのは「地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年栃木県人事委員会規則第9号）附則別表」と、「条例第11条の2」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第49号）附則第6条第1項」とする。